

目次

第1章 総則	1
第1条（約款の適用）	1
第2条（約款の変更）	1
第3条（用語の定義）	1
第4条（本サービスの内容）	2
第2章 契約の成立と変更	3
第5条（本サービスの契約期間）	3
第6条（利用契約の申し込み）	3
第7条（利用契約の成立と利用開始日）	3
第8条（申し込みの承諾）	4
第9条（延長ライセンスの購入）	4
第10条（加入者情報の変更）	4
第11条（権利譲渡の禁止）	4
第12条（利用の条件）	4
第13条（本アプリの提供と管理）	5
第3章 本サービス提供の停止等	5
第14条（当社が行う本サービス提供の停止）	5
第15条（当社が行う本サービス提供の休止）	5
第4章 利用契約の解除	5
第16条（加入者が行う利用契約の解約）	6
第17条（当社が行う利用契約の解除）	6
第5章 IDおよびパスワード	6
第18条（IDおよびパスワードの管理）	6
第6章 料金等	6
第19条（料金等）	7
第20条（加入者の支払い義務）	7
第21条（料金等の請求時期および支払期限等）	7
第22条（遅延損害金）	7
第7章 機器	7
第23条（機器）	7
第24条（機器の故障）	8
第25条（機器の設定・設置・移設・撤去）	8
第26条（責任事項）	8
第27条（対象物件の無償使用）	8
第28条（便宜の供与）	8

第 29 条（加入者の維持責任）	9
第 8 章 雑則	9
第 30 条（機密保持）	9
第 31 条（禁止事項）	9
第 32 条（情報の削除等）	11
第 33 条（著作権等）	11
第 34 条（映像データ等の管理責任）	11
第 35 条（加入者の義務）	11
第 36 条（個人情報）	11
第 37 条（損害賠償の免責および特約事項）	12
第 38 条（本サービスの廃止）	13
第 39 条（関連法令の遵守）	13
第 40 条（国内法令の準拠）	13
第 41 条（定めなき事項）	13
付則	13
●クレジットカード支払いに関する特約	13
●他の事業者が提供するサービスとの連携に関する特約	14
別表	1

【ライセンス購入型】インテリジェントホーム契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

イツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社の定める【ライセンス購入型】インテリジェントホーム契約約款（以下「本約款」といいます。）により、インテリジェントホーム（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく本約款を変更することがあります。その場合の提供条件は、変更後の本約款によるものとします。

2. 本約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社からインテリジェントホームの提供を受けるための契約
対象物件	加入者の指定した機器を設置する場所
当社の通信設備	本サービスを提供するうえで必要なサーバ等の通信機器
ライセンス	本サービスの利用権
機器	本サービスの利用にあたって使用する、インテリジェントホームゲートウェイ、関連端末および付属品の総称
関連端末	IPカメラ、家電コントローラー、センサー、スマートライト、スマートスピーカー等のデバイスの総称
インテリジェントホームゲートウェイ	当社の通信設備とデータ通信する際に必要となる機器
IPカメラ	Wi-Fiを搭載したカメラ
ドア・窓センサー	扉や窓が開いたことを感知するセンサー
広域モーションセンサー	赤外線（熱）を広域に感知するセンサー
狭域モーションセンサー	赤外線（熱）を狭域に感知するセンサー
センサー等	ドア・窓センサー、広域モーションセンサー、狭域モーションセンサーの総称
家電コントローラー	赤外線リモコンで作動する家庭用エアコンと照明を操作する機器
スマートライト	遠隔操作または電球上にあるボタンから電氣的に点灯・消灯・調光を可能にする機器
スマートスピーカー	音声コマンドを用いて一部の関連端末を操作する機能を備えた機器
加入者端末	加入者が所有または管理するスマートフォン、タブレット

用語	用語の意味
	等
サーバ	本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器
ソフトウェア	当社の通信設備とデータ通信を行うなど、本アプリを利用するうえで機器および加入者端末に必要となるシステム
本アプリ	本サービスを利用するうえで必要となる専用のアプリケーション
ID	本サービスを利用するための各種識別番号
アカウント	本アプリを利用するための権利
映像データ等	IPカメラから撮影した画像、映像データ等
料金等	本サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（本サービスの内容）

本サービスは、対象物件に設置した機器を、インターネット回線を経由し、本アプリを利用して加入者端末から遠隔でコントロールできるホーム・コントロールおよびホーム・モニタリング型サービスです。

2. 本サービスの利用には、当社指定のインテリジェントホームゲートウェイ（以下「ゲートウェイ」といいます。）の設置が必要となります。加入者は、ゲートウェイに加え、当社指定の関連端末を単独または組み合わせて利用することで以下の遠隔操作を行うことができます。

(1) カメラリモート

本アプリ上で指定した条件に基づき映像データ等の撮影および指定のあて先に映像データ等の送信を行うサービス

(2) センサーリモート

本アプリ上で指定した条件に基づき感知した情報を指定のあて先に送信を行うサービス

(3) 赤外線家電リモート

本アプリ上で指定した条件に基づき家庭用エアコンや照明の操作を家電コントローラーで行うサービス

(4) 電球リモート

本アプリ上で指定した条件に基づき点灯、消灯、調光の操作を行うサービス

(5) 音声家電リモート

赤外線家電リモート等、一部のホーム・コントロールの機能をスマートスピーカーで操作するサービス

3. 本サービスは、当社指定の機器のみで利用できるものとします。なお、ゲートウェイのみの設置を行うことはできません。

4. 赤外線家電リモートを利用する場合、次の条件でサービスを提供するものとします。

(1) ゲートウェイ1台に対し、家電コントローラー1台の接続に限ります

(2) 家電コントローラー1台に対して原則、家庭用エアコン、照明各1台の操作に限ります

- (3) 家電コントローラーの設置設定時に、株式会社グラモの提供する専用アプリケーションが必要となります。ただし、当該アプリケーションのうち当社サポート対象となるのは設置設定時に使用する「外部接続連携操作」機能のみとなります。
5. 音声家電リモートを利用する場合、次の条件でサービスを提供します。
- (1) スマートスピーカー設置設定時に、スマートスピーカーメーカーが提供するアプリケーションが必要となります。ただし、当該アプリケーションのうち、当社サポート対象となるのは当社より提供するスマートスピーカーに限り、またその設置設定時に使用するホーム・コントロールに関わる機能のみとなります
6. 対象物件の通信環境や利用環境により、関連端末とゲートウェイおよび当社の通信設備と接続が可能な台数は異なります。
7. 本サービスの利用の際に、当社または第三者が別途提示する個別規定またはその他の約款（以下「その他約款等」といいます。）がある場合は、加入者は、本約款に加えて当該その他約款等に同意し、それらに従うものとします。
8. 当社は、第2項で定める遠隔操作の内容を変更することができます。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第2章 契約の成立と変更

第5条（本サービスの契約期間）

本サービスの契約期間は、本サービスの利用開始日からライセンスの有効期間満了まで、または、第16条（加入者が行う利用契約の解約）第2項に定める本サービスの利用終了日、第17条（当社が行う利用契約の解除）第4項、第38条（本サービスの廃止）第1項に定める本サービスの提供終了日までとします。

2. ライセンスの有効期間満了前に、第9条（延長ライセンスの購入）に定める通り、延長ライセンスを購入し、所定の手続きを行うことで、本サービスの契約期間を更新することができます。
3. 前項に規定する更新後の本サービスに関する契約期間は、延長ライセンスの有効期間満了まで、または、第16条（加入者が行う利用契約の解約）第2項に定める本サービスの利用終了日、第17条（当社が行う利用契約の解除）第4項、第38条（本サービスの廃止）第1項に定める本サービスの提供終了日までとし、本約款に関する最新の内容が適用されるものとします。

第6条（利用契約の申し込み）

申込者は、本約款に同意のうえ、当社所定の方法により、必要事項を当社に通知するものとします。

2. 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
3. 申込者である個人が成年被後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。
4. 申込者の住所と利用する所在地が異なる場合、その所在地を当社に通知するものとします。

第7条（利用契約の成立と利用開始日）

利用契約は、本サービスの申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. 前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。

3. 利用契約の成立後、加入者が所定の手続きを行うことで本サービスの利用が可能となります。本サービスの利用が可能となった日を本サービスの利用開始日と定め、当該利用開始日よりライセンスが有効となるものとします。

第8条（申し込みの承諾）

当社は、次の各号いずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が料金等、およびその他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
 - (2) 申込者が本約款に違反するおそれがある場合
 - (3) 申し込み内容に虚偽があった場合
 - (4) 本サービスの提供が著しく困難である場合
 - (5) その他、契約締結が不適切である場合
2. 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

第9条（延長ライセンスの購入）

加入者は、ライセンスの有効期間満了前に、当社所定の方法にて、延長ライセンスを購入し、所定の手続きを行うことで、本サービスを継続利用できるものとします。ただし、延長ライセンスの購入の承諾については、前条（申し込みの承諾）を準用するものとします。

第10条（加入者情報の変更）

申し込みの内容に変更があった場合、加入者は、当社所定の手続きにより当該変更内容を当社に通知するものとします。

2. 前項に定める通知が行われなかったことにより加入者が損害または不利益を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 第1項における変更の承諾については、第8条（申し込みの承諾）を準用するものとします。

第11条（権利譲渡の禁止）

加入者は、当社が特に認める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、または貸与することはできないものとします。

第12条（利用の条件）

本サービスは日本国内でのみ利用できるものとします。

2. 加入者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要なインターネット回線、通信機器、電源、電池、ソフトウェア等（以下「設置環境」といいます。）を準備するものとします。
3. 前項に定めるインターネット回線は、常時接続されていることを前提とします。インターネット回線の障害または停電時、もしくはモバイル端末の利用により、通信が切断されることでサービスが正常に利用できなくなる場合があります。
4. 加入者と本サービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）が異なる場合は、加入者は利用者に必要な情報を提供するものとし、加入者は、利用契約の全責任を負うものとします。
5. 第2項で定める設置環境が整っておらず、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合、当社は、第5条（本サービスの契約期間）の規定にかかわらず、利用契約を解除する

ことができるものとします。

第13条（本アプリの提供と管理）

当社は、利用契約に伴い、当社所定の方法にてアカウントを加入者へ提供するものとします。

2. 加入者は、映像データ等の閲覧その他、本サービスの利用にあたり、本アプリをダウンロード、インストールする必要がある、この媒体として、加入者端末を要するものとします。なお、当該加入者端末は、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。
3. 本アプリは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。
4. 加入者は、当社が提供した本アプリその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

第3章 本サービス提供の停止等

第14条（当社が行う本サービス提供の停止）

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。

- (1) 第20条（加入者の支払い義務）に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
 - (2) 当社に虚偽の届け出をしたことが判明した場合
 - (3) 第18条（IDおよびパスワードの管理）第3項の規定による場合
 - (4) 第18条（IDおよびパスワードの管理）第2項、第29条（加入者の維持責任）、第30条（機密保持）、第31条（禁止事項）、第33条（著作権等）または第35条（加入者の義務）の規定に違反した場合
 - (5) その他、加入者が本約款に違反する等、当社が本サービスの提供を不相当と判断した場合
2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第15条（当社が行う本サービス提供の休止）

当社は、次の各号いずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。

- (1) 当社の通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) 当社の通信設備に障害が生じた場合
 - (3) 天災地変
 - (4) その他の事由により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 利用契約の解除

第 16 条（加入者が行う利用契約の解約）

第 5 条（本サービスの契約期間）の規定にかかわらず、利用契約を解約することができるものとします。この場合、加入者は、当社所定の方法により当社に通知するものとします。

2. 前項に規定する通知を当社が受領した場合は、通知された解約希望日を当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。
3. ライセンス有効期間満了日以前に契約が解除された場合も、ライセンス料の返金はいたしかねます。

第 17 条（当社が行う利用契約の解除）

第 5 条（本サービスの契約期間）の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する場合には、当社は利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第 14 条（当社が行う本サービス提供の停止）第 1 項の規定により、本サービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
 - (2) 設置環境が整っておらず、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
 - (3) その他当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の業務遂行上支障をおよぼすと認められるときは、本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
 3. 当社は、前 2 項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 4. 第 1 項および第 2 項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの提供終了日と定めます。

第 5 章 ID およびパスワード

第 18 条（ID およびパスワードの管理）

当社は、契約の成立に伴い、加入者に ID を付与します。加入者は、ID およびパスワードを自ら設定、変更するものとします。

2. 加入者は、ID およびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
3. 加入者は、ID およびパスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該 ID によるサービスの提供を停止するものとします。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 加入者が第 16 条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により利用契約を解約する場合、もしくは第 17 条（当社が行う利用契約の解除）の規定により、利用契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者は ID とパスワードを利用する権利を失うものとします。

第 6 章 料金等

第 19 条（料金等）

料金等は、別表に定める通りとします。

2. 加入者は、別表記載の金額に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求するものとします。
3. 当社は、料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の 1 ヶ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。

第 20 条（加入者の支払い義務）

加入者は、その契約内容に応じ、前条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第 10 条（加入者情報の変更）の規定により加入者の契約内容が変更されたときは、加入者は変更後の契約内容に応じ、前条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。

2. 料金等のうち、販売価格の支払い義務は、第 7 条（利用契約の成立と利用開始日）に規定する利用開始日、あるいは第 10 条（加入者情報の変更）の規定により利用サービス内容および機器を変更、追加したときは、変更、追加後の利用開始日に発生するものとします。
3. 料金等のうち、設定作業費の支払い義務は、設定作業が完了した日に発生するものとします。
4. 料金等のうち、キャンセル等の支払い義務は、訪問前日 18 時以降のキャンセルまたは日程変更を行った日に発生するものとします。

第 21 条（料金等の請求時期および支払期限等）

当社は、利用契約の成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。

2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
3. 加入者は、第 1 項の料金等について、当社の承諾を得たうえで、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第 22 条（遅延損害金）

加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率 14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 7 章 機器

第 23 条（機器）

加入者は、別表に定める料金等を支払うことで、各種機器を購入することができるものとします。この場合、第 20 条（加入者の支払い義務）第 3 項に定める料金等の支払いが完了したときに、加入者に所有権が移るものとします。

2. 当社は、加入者が購入したゲートウェイを購入日または発送日から 24 ヶ月間、関連端末は 12 ヶ月間保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が機器を本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。
3. 加入者は、当社が必要に応じて行う機器のバージョンアップ作業の実施に同意するも

のとします。

4. 加入者は、当社が提供するゲートウェイ以外のゲートウェイを使用して本サービスを利用することはできません。なお、当社が承諾する場合を除き、第三者から譲渡された当社販売ゲートウェイを使用する加入者への本サービスの提供について一切保証しないものとします。
5. 加入者は、家電コントローラー以外の関連端末については当社からの提供を受けずに加入者が用意した関連端末を利用することができます。ただし、加入者が用意した関連端末について当社は一切保証しないものとします。

第 24 条（機器の故障）

加入者は、機器に故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

2. 当社より購入した機器の保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。
3. 前項の規定に関わらず、加入者が機器を本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合、または当社から購入した機器を第三者に譲渡した場合等、加入者の責に帰すべき事由であった場合は、この限りではありません。
4. 前各項において、加入者は、機器に取り込まれたデータまたは設定内容が消去されることがあることをあらかじめ了承するものとします。

第 25 条（機器の設定・設置・移設・撤去）

機器の設定、設置、移設、撤去は原則として加入者自身が行うものとします。ただし、当該作業において、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

2. 前項の定めに関わらず、加入者は、別途定める規約に同意し、所定の手続きを行うことで当社に設定作業を依頼することができるものとします。なお、当該作業の保証期間は、別途定める規約に規定する通りとします。

第 26 条（責任事項）

当社は当社の通信設備について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社の通信設備の維持管理の必要上、第 15 条（当社が行う本サービス提供の休止）第 1 項の規定により、本サービスの提供が一時的に休止することがあることを承認するものとします。

第 27 条（対象物件の無償使用）

当社は、第 25 条（機器の設定・設置・移設・撤去）に定める通り、加入者から設定作業の依頼を受けた場合、必要最小限において、対象物件を無償で使用できるものとします。

2. 加入者は、当該作業について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第 28 条（便宜の供与）

加入者は、当社または当社の指定する業者が設定作業または通信設備の検査、修復等を行うために、対象物件の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第 29 条（加入者の維持責任）

加入者は、機器を善良な管理者の注意をもって取り扱い、本約款に適合するよう利用するものとします。また、本サービスを維持するために必要な設置環境についても加入者の責任において管理するものとします。

2. 加入者の故意または過失により機器に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。

第 8 章 雑則

第 30 条（機密保持）

加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による差し押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第 1 項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるとします。
4. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第 31 条（禁止事項）

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

- (1) 機器および当社の通信設備の改変行為
 - ① 機器を譲渡、質入れする行為またはそのおそれのある行為
 - ② 機器または当社の通信設備を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。
 - ③ 不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
- (2) 当社の承諾のないサービスの利用行為
 - ① 本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為
 - ② ID、パスワードを不正使用する行為
 - ③ 本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為
- (3) ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不正使用
 - ① ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アSEMBルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為
 - ② ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
 - ③ ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為

- ④ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為
 - ⑤当社の設備に蓄積されたデータを不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為
- (4) 違法・有害情報に関する行為
- ①当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - ②当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - ③当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - ④詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
 - ⑤わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
 - ⑥薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
 - ⑦販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
 - ⑧貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
 - ⑨無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - ⑩当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
 - ⑪第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - ⑫ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - ⑬無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
 - ⑭第三者の設備等または本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - ⑮本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - ⑯違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - ⑰違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
 - ⑱人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 - ⑲人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
 - ⑳その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
 - ㉑犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
 - ㉒その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判

断した行為

(5) その他

- ① その他、本サービスの運営を妨げるなど、当社が不適当と判断する行為
- ② その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

第 32 条（情報の削除等）

当社は、加入者による本サービスの利用が前条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 前条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します
- (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します
- (3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します
- (4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます

2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第 33 条（著作権等）

加入者が取得した映像データ等を除き、本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属します。加入者は、本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、蓄積、転送等を行うことはできないものとします。

第 34 条（映像データ等の管理責任）

本サービスにより加入者が取得した映像データ等は、加入者自身の責任において管理し、保管するものとします。

2. 当社は、前項に定める映像データ等の管理体制等について、一切関知しないものとし、責任を負わないものとします。

第 35 条（加入者の義務）

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。

- (1) 加入者がネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
- (2) 加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータおよび本アプリ内のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
- (3) 加入者は、本アプリおよび本サービスで提供するソフトウェアは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること

第 36 条（個人情報）

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第 37 条（損害賠償の免責および特約事項）

- 当社が、第 14 条（当社が行う本サービス提供の停止）、第 15 条（当社が行う本サービス提供の休止）、次条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を停止、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社およびソフトウェア開発企業は一切責任を負わないものとします。
 3. ID、パスワードの管理不十分や使用の過誤により加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
 4. 加入者が、第 18 条（IDおよびパスワードの管理）第 2 項について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
 5. 第 16 条（加入者が行う利用契約の解約）および第 17 条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
 6. 当社は、本条の規定に起因し、加入者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負わないものとします。
 7. 加入者が、第 29 条（加入者の維持責任）、第 30 条（機密保持）第 1 項、第 31 条（禁止事項）、第 33 条（著作権等）および第 35 条（加入者の義務）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
 8. 当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、前条（個人情報）の規定を遵守したうえで、加入者の使用する関連端末と電気信号による通信を行うことができるものとします。
 9. 当社は、次の各号に定める目的の範囲内で、加入者の本サービスの利用状況や機器の条件設定履歴等のログ情報、映像データ等を取得できるものとし、利用契約の終了後は、当社は当該加入者のデータ等について削除する権利を有するものとします。
 - （1）本サービスの運用・管理
 - （2）本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧
 - （3）本サービスの利便性の向上
 - （4）本サービスの付加価値サービスの調査・開発
 10. 当社は前項の目的についての分析・調査および助言等を専門的に行う第三者にログ情報を開示できるものとします。ただし、その場合、個人を特定できない形式に加工、抽象化したうえで開示するものとします。
 11. 当社は、当社のサーバに保管する加入者データについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除または加入者による当該データ削除に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
 12. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
 13. 加入者は、天災地変、またはその他の非常事態の際に第 24 条（機器の故障）に定める必要な措置が速やかに実施できない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
 14. 設置環境については、加入者が自己の責任により確保するものとします。なお、加入者は、設置環境により、本サービスの一部または全部の機能に制限が発生すること、ま

たは継続的に提供されない場合があることにあらかじめ同意するものとします。

15. 本サービスは、設置環境によって誤検知または非検知となる場合を含め、正確性、有用性、確実性および完全性を保証するものではありません。
16. 当社は、本サービスに係る設定作業の確認、障害時の対処その他緊急事態の場合にのみ加入者の承諾のもと、映像データ等の閲覧等を行うものとします。なお、当該行為にかかる責任は全て加入者が負うものであり、その後当社に対して一切の異議を唱えないことを、あらかじめ承諾するものとします。

第 38 条（本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。

2. 当社は、都合によりサービスの一部を任意の月の末日付で廃止する場合があります。
3. 当社は、前 2 項の場合には、加入者に対し本サービスおよびサービスの一部を廃止する日の 3 ヶ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により当該サービスを廃止する旨を告知するものとします。

第 39 条（関連法令の遵守）

当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第 40 条（国内法令の準拠）

本約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 41 条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。
- (2) 第 19 条（料金等）の定めにかかわらず、当社と契約を締結した事業者から機器の譲渡を受けた加入者については、別表のパッケージ購入費および設定作業費等を免除する場合があります。
- (3) 第 23 条（機器）第 2 項の定めにかかわらず、当社と契約を締結した事業者から機器の譲渡を受けた加入者については、機器の保証の起算日は譲渡を受けた日とします。
- (4) 本サービスは 2020 年 7 月 31 日に新規受付を終了します。
- (5) 本約款は、2020 年 6 月 20 日より施行します。

●クレジットカード支払いに関する特約

加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとします。

2. 加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金等を支払うものとします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該

請求に基づき支払うものとします。

3. 加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

●他の事業者が提供するサービスとの連携に関する特約

加入者は、本特約に同意し、当社所定の手続きをとることにより、当社および当社の提携事業者が連携する他の事業者（以下「連携事業者」といいます。）が提供する会員制サービス（以下「連携事業者サービス」といいます。）において当該加入者に付与されたID、パスワード等（以下「ID等」といいます。）を使用して、連携事業者サービスから本アプリにログインし、本サービスを利用することができます。（以下「連携サービス」といいます。）ただし、加入者は、本サービスの機能の中で一部利用できない機能があることにあらかじめ同意するものとします。

2. 加入者は、連携サービスを利用する場合、本特約とは別に、連携事業者サービスにかかる利用規約等に従うものとします。
3. 当社は、当社の提携事業者または連携事業者のサービスの正確性、有用性、確実性および完全性については、一切保証しないものとします。
4. 当社の提携事業者または連携事業者のサービスの全部または一部が停止・中断・終了等により提供できない場合、加入者は、連携サービスを利用できないことにあらかじめ同意するものとします。
5. 当社の提携事業者または連携事業者のサービスの全部または一部の変更・停止・中断・終了等により、加入者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 加入者のID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等の事由により、加入者または第三者に損害が生じた場合、加入者がその一切の責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。また、かかる事由により、当社に損害が生じた場合、加入者はその一切の責任を負い、当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。
7. 加入者は、自己の責任において連携サービスを利用するものとし、当該サービスを利用したことにより生じた損害、提携事業者、連携事業者その他第三者との間に生じたトラブルその他当該サービスにかかる一切の事項について、当社は一切の責任を負わないものとします。
8. 本特約に定めのない事項は、本約款の定めによるものとします。

別表

(本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。)

1. パッケージ購入費

パッケージ名	内容	料金
ベーシックパック	・ゲートウェイ 1 台 ・ドア・窓センサー 1 台 ・家電コントローラー 1 台 ・ライセンス料 (2 年分)	78,000 円/契約
ベーシック+カメラパック	・ゲートウェイ 1 台 ・ドア・窓センサー 1 台 ・家電コントローラー 1 台 ・IPカメラ 1 台 ・ライセンス料 (2 年分)	96,000 円/契約

2. 追加関連端末購入費

1. パッケージ購入費に追加して関連端末を購入する場合は、以下の料金が発生します。

関連端末	料金
IPカメラ	19,800 円/台
ドア・窓センサー	6,980 円/台
広域モーションセンサー	6,980 円/台
狭域モーションセンサー	6,980 円/台
スマートスピーカー (Google Home)	14,000 円/台
スマートライト (LED 電球)	3,600 円/台

3. 延長ライセンス料

ライセンス期間満了後も継続する場合は、以下のライセンス料が発生します。

プラン名	料金
1 年プラン	20,000 円/契約
2 年プラン	35,000 円/契約

4. 設定作業費およびキャンセル料

(1) 当社に設定作業を依頼した場合に以下の料金が発生します。

項目	内容	料金
初期設定作業費 (パッケージと同時に設定作業を申し込みした場合)	・ゲートウェイの設定 ・パッケージに含まれる機器のペアリング設定	13,000 円/式
設定作業費 (パッケージ到着後に設定作業を申し込みした場合)		14,000 円/式
その他作業費	パッケージに追加して機器購入した場合の機器の設定作業や外部連携の設定作業、出張費等	別途見積り

(2) 設定作業のキャンセル等

訪問前日 18 時以降の設定作業のキャンセルまたは日程変更をする場合は、以下のキャンセル料が発生します。

キャンセル料	5,000 円/回
--------	-----------

5. 請求書類発行手数料

手数料	料金
請求書	200 円/通

※クレジットカードによる支払いができない、またはクレジットカード会社より利用停止の連絡があった場合には、請求書（現金振り込み）による支払いとなることがあります。